

ふくいプロフェッショナル人材総合戦略拠点 民間人材ビジネス事業者登録要領

(目的)

第1条 ふくいプロフェッショナル人材総合戦略拠点が実施する研究開発プロフェッショナル人材設置事業（以下「事業」という。）において、連携する民間人材ビジネス事業者の登録について、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次に掲げる用語の定義は次のとおりとする。

- (1) ふくいプロフェッショナル人材総合戦略拠点（以下「拠点」という。）
県内企業に対し、新事業や販路の開拓など経営改善を促進し、「攻めの経営」への転換や企業の成長の実現を担う人材確保をコーディネートする拠点
- (2) プロフェッショナル人材
経営体質の改善、技術力の向上、販路開拓などの具体的な取組を通じて、企業の成長戦略を具現化していく人材
- (3) 登録民間人材ビジネス事業者
職業安定法（昭和22年法律第141号。以下「法」という。）第30条第1項に規定する有料職業紹介事業者で、この要領により登録を受けた事業者

(登録の基準)

第3条 民間人材ビジネス事業者の登録については、次に掲げる審査基準により申請内容を審査の上、拠点が登録を決定し、通知する。審査は原則、提出された申請書類等により行うものとするが、審査前にヒアリングを行う場合がある。

- (1) 職業安定法（昭和22年法律第141号）第30条第1項に規定する有料職業紹介事業の許可を受けていること
- (2) 求職及び求人の登録件数が相当程度あり、プロフェッショナル人材の求職及び県内企業の求人に関するマッチング・採用実績が見込めること
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている法人でないこと
- (4) 宗教団体や政治活動を主たる目的とする法人、もしくは暴力団または暴力団員の統制下にある法人でないこと
- (5) 福井県の県税および地方消費税に滞納がないこと
- (6) ふくいプロフェッショナル人材総合戦略拠点との連絡調整が円滑にできること

(登録の条件)

第4条 第5条に規定する民間人材ビジネス事業者登録申請書を提出する際には、次の条件を承諾するものとする。

- (1) 本事業の趣旨を十分に理解した上で、本拠点と連携し、県内企業のプロフェッショナル人材ニーズに対して人材の紹介を行うこと。
- (2) プロフェッショナル人材に関する紹介の状況について、拠点に報告すること。
- (3) 企業が人材採用の際は、人材が定着する様、プロフェッショナル人材に対する適切なフォローを行い、拠点に状況を報告すること。
- (4) 個人情報保護法第16条に基づき、成約事例報告等の目的により拠点、国及び県へ当該プロフェッショナル人材の個人情報、及び当該企業の情報を提供する事をあらかじめ書面で同意を得ておくこと。
- (5) 拠点プロフェッショナル人材戦略マネージャー等によるヒアリングに応じること。
- (6) 拠点が設置する「ふくいプロフェッショナル人材戦略協議会」に参画し、協議会の取り組みに協力すること。
- (7) 業務上知り得た情報は、開示、漏えい、又は本事業以外の用途に使用しないこと。

(登録の方法)

第5条 本事業の趣旨に賛同し、プロフェッショナル人材を紹介する民間人材ビジネス事業者は、あらかじめ民間人材ビジネス事業者登録申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、拠点に提出するものとする。

- (1) 会社概要説明書(様式第1号別紙1)
- (2) 有料職業紹介事業許可証の写し
- (3) 有料職業紹介事業者の概要が分かるもの(パンフレットなど)
- (4) 法人登記簿抄本(発行後6ヶ月以内のもの)
- (5) 人材紹介手数料の徴収方法及び返還規定が分かるもの(手数料表、契約書の様式など)
- (6) 県税の納税状況の確認について(様式第1号別紙2)
- (7) 地方消費税の納税証明書(発行後2ヶ月以内のもの)
- (8) 誓約書(様式第1号別紙3)
- (9) その他必要と認める書類

(変更届)

第6条 登録民間人材ビジネス事業者は次に掲げる変更事項があった場合は、変更届(様式第2号)により、速やかに拠点へ届け出るものとする。

- (1) 法第32条の6に規定する許可の有効期限の更新を受けた場合
- (2) 法第32条の7に規定する変更の届出をした場合

(登録の取り下げ)

第7条 登録民間人材ビジネス事業者が登録削除を希望する場合は、登録取り下げ届(様式第3号)により、速やかに拠点へ届け出るものとする。

(登録の取消)

第8条 次のいずれかに該当するときは、拠点は登録を取り消すことができる。

- (1) 法第32条の9に規定する許可の取消があったとき
 - (2) 不正な行為があると拠点が認めたとき
 - (3) 正当な理由がないのに、第4条に定める業務を行わないとき
 - (4) 過去3年間において、人材成約実績がないとき
- 2 前項の規定により登録を取り消した場合に登録民間人材ビジネス事業者が被った損失については、拠点は損害賠償を行わないものとする。

(登録の有効期間)

第9条 拠点の設置期間中、登録は有効とする。ただし、第7条により登録の取り下げがあったとき又は第8条により拠点が登録を取り消したときは、失効する。

(守秘義務)

第10条 登録民間人材ビジネス事業者は、業務上知り得た情報を厳守するとともに、これを本事業の目的以外で利用してはならない。

(指導監督)

第11条 拠点は、この登録に関する事項について、必要に応じて検査し、登録民間人材ビジネス事業者に対して報告を求めることができる。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、登録に関して必要な事項は、拠点が別に定める。

附則

この要領は、平成28年7月12日から施行する。

附則

この要領は、平成31年3月18日から施行する。

附則

この要領は、令和2年3月10日から施行する。

附則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

ふくいプロフェッショナル人材総合戦略拠点 御中

住 所
名 称
代表者職・氏名

㊞

ふくいプロフェッショナル人材総合戦略拠点
民間人材ビジネス事業者登録申請書

ふくいプロフェッショナル人材総合戦略拠点民間人材ビジネス事業者登録要領第5条の規定に基づき、次のとおり申請します。

記

1 申込者の概要

- (1) 名 称
- (2) 担当者職・氏名
- (3) 所在地 (〒 -)
- (4) 電話・FAX
- (5) E-mail

2 有料職業紹介事業許可番号

3 添付書類

- (1) 会社概要説明書（別紙1）
- (2) 有料職業紹介事業許可証の写し
- (3) 有料職業紹介事業者の概要が分かるもの（パンフレットなど）
- (4) 法人登記簿抄本（発行後6ヶ月以内のもの）
- (5) 人材紹介手数料の徴収方法及び返還規定が分かるもの（手数料表、契約書の様式等）
- (6) 県税の納税状況の確認について（別紙2）
- (7) 地方消費税の納税証明書（発行後2ヶ月以内のもの）
- (8) 誓約書（別紙3）

有料職業紹介の実施状況及び今後の取組方針について

1 有料職業紹介の実施状況

○ 対象期間 年度分 (単位：件)

	求人（企業）	求職（人材）
(1) 登録件数	(うち 県内企業)	(うち 県外在住者)
(2) マッチング 実施数	(うち 県内企業)	(うち 県外在住者)
(3) 採用件数	(うち 県内企業)	(うち 県外在住者)

2 有料職業紹介の今後の取組方針

	企業向け	求職者向け
登録数を増やす ための取組		
マッチングを 増やすための取組		
採用後のフォロー アップの取組		
その他の取組が あれば記載		

(注) 1 実施状況は、申請年度の前年度（4月～3月，1年分）を記載してください。

2 必要に応じて適宜，行を追加してください。

会社概要説明書

【事業者名】		【本店所在地】 〒 ー	
		TEL () ー	
【代表者職・氏名】		【設立年月日】	
【有料職業紹介事業許可番号】		【許可の有効期間】 年 月 日から 年 月 日	
【取扱業務（職種・地域）の範囲】		【従業員数】 名 (うち、有料職業紹介事業従事者数 名)	
【有料職業紹介事業の拠点】			
都府県名	拠点の所在地	従業員数	うち、有料職業紹介事業従事者数
		名	名
		名	名
		名	名
【その他】			

上記内容に相違ないことを証明する。

年 月 日
(名称)
(代表者職・氏名)



別紙2（様式第1号関係）

県税の納税状況の確認について

当社は、ふくいプロフェッショナル人材総合戦略拠点への登録を申し込むに当たり、福井県の県税事務所等が、福井県産業技術課に対し、当社の福井県への納税状況に関する情報を提供することに同意します。

年 月 日

住 所

名 称

代表者職・氏名

印

福井県知事 杉本 達治 様

*** 納税状況の確認に関する事項**

本同意書に基づき提供された納税状況は、福井県が運営する「研究開発プロフェッショナル人材設置事業」以外には使用いたしません。

※福井県担当者記入欄

上記の者の令和 年 月 日現在の県税の納税状況については以下のとおりです。

滞納なし

滞納あり

徴収猶予あり

受付印欄

回答事務所

福井県税事務所 嶺南振興局税務部

別紙3（様式第1号関係）

年 月 日

ふくいプロフェッショナル人材総合戦略拠点 御中

住 所
名 称
代表者職・氏名

㊞

誓 約 書

ふくいプロフェッショナル人材総合戦略拠点民間人材ビジネス事業者登録要領第3条に規定する下記の条件をすべて満たしていることを誓約します。

記

- 1 職業安定法（昭和22年法律第141号）第30条第1項に規定する有料職業紹介事業の許可を受けていること。
- 2 求職及び求人の登録件数が相当程度あり、プロフェッショナル人材の求職及び県内企業の求人に関するマッチング・採用実績が見込めること
- 3 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている法人でないこと。
- 4 宗教団体や政治活動を主たる目的とする法人、もしくは暴力団または暴力団員の統制下にある法人でないこと。
- 5 福井県の県税および地方消費税に滞納がないこと。
- 6 ふくいプロフェッショナル人材総合戦略拠点との連絡調整が円滑にできること。

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

ふくいプロフェッショナル人材総合戦略拠点 御中

住 所

名 称

代表者職・氏名

㊞

変 更 届

有料職業紹介事業許可に関して変更事項がありましたので、ふくいプロフェッショナル人材総合戦略拠点民間人材ビジネス事業者登録要領第6条に基づき変更届を提出します。

記

1 変更の内容
(変更前)

(変更後)

2 添付書類

- ・上記に係る変更内容を証明する書類の写し

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

ふくいプロフェッショナル人材総合戦略拠点 御中

住 所

名 称

代表者職・氏名

印

登録の取り下げ届

年 月 日付けで民間人材ビジネス事業者登録をしているところですが、下記の理由により登録の削除を希望しますので、ふくいプロフェッショナル人材総合戦略拠点民間人材ビジネス事業者登録要領第7条に基づき登録の取り下げ届を提出します。

記

(理由)